弁護士法人和田久法律事務所　 行

ＦＡＸ：０９９－２２２－３１８９

＜ 　相　 談　 依　 頼　 書　 ＞

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 市町村名 | **〇〇町** | 相談者の  職・氏名 | **主事**  **大隅　薩摩** | T e l：**０９９－２０６－１０２３**  F a x：**０９９－２０６－１０６１**  E-mail：**shinkou@tva-kagoshima.jp** | |
| 担当課名 | **○○課** |
| 相　談  希望日 | **４月12日**  **～４月23日**  **※　15日及び17日を除く** | 希望の  時間帯 | **午後** | 希望する  弁護士名 | (希望がある場合のみ) |
| 希望する  相談形態 | 対面  ZOOM会議 | 協議会への相談概要の通知を　　承諾します　・　承諾しません  （いずれかに○をして下さい） | | | |
| ＜事案の概要＞  **「死亡した町営住宅入居者の遺品の取扱いについて」**  **町営住宅に入居していた　鹿児島 太郎 氏（以下「甲」という。）が，令和３年１月21日に死亡した。**  **別添人物関係図のとおり，甲には配偶者及び直系卑属は存さず，かつ，直系尊属は甲が死亡した時点で全員が死去しているため，甲の財産は，甲の妹である 鹿児島 花子 氏（以下「乙」という。）が相続権を有するものと解される。**  **しかしながら，現在，本町は乙と連絡を取ることができておらず，町営住宅に残された甲の家財等について，処分ができない状況である。** | | | | | |
| ＜相談内容・現在の方針＞  **１　仮に，このまま乙と連絡を取ることができなかった場合，甲の遺品について，町はどのように取り扱えばよいか。**  **２　乙が，甲に係る財産について相続放棄をした場合，町はどのように対応するべきか。** | | | | | |
| ＜関係法令＞  **○○町町営住宅管理条例**  **○○町町営住宅管理条例施行規則** | | | | | |

＜注意事項＞

１　この相談依頼書には，次の資料を添付してください。（E-mail添付先 janbo@po4.synapse.ne.jp 宛）

　⑴　契約書，登記事項全部証明書，地図，現場の写真，条例，規則，規約，仕様書その他基本的な資料

　⑵　時系列表，人物関係図，当事者関係図その他相談を円滑に進めるために必要な資料

２　原則として電話相談は行っておりません。対面による相談は，弁護士法人和田久法律事務所(鹿児島市山下町16-11)で行います。ZOOM会議による相談は，追って接続方法をご案内致します。

３　相手方の弁護士がわかっている場合は，「事案の概要」の欄に記入してください。

４　同一の事案について複数回の相談を行う場合は概ね3回までは本事業の対象としていますが，それ以上

　の場合は当該市町村と弁護士事務所間で契約を結んでいただく等別途御対応ください。

（R06）